

2023 年 6 月 22 日

各 位

世紀東急工業株式会社

株主代表訴訟の和解に関するお知らせ

2021 年 1 月 19 日付「株主代表訴訟に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社株主 1 名が当社元取締役等 4 名に対して、損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起していましたが、このたび、原告、被告および利害関係人である当社との間で和解が成立いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の内容および和解に至る経緯

(1) 前提となる独占禁止法違反事件

本件株主代表訴訟は、当社が他社とアスファルト合材の販売価格の引き上げを共同で行っていく旨の合意をしたことが独占禁止法第 3 条の不当な取引制限に該当するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令（課徴金額 28 億 9781 万円）を受けたことを前提とします。

当社は、上記合意の事実を認め、公正取引委員会に対して課徴金減免申請を行い、課徴金の減免（30%）を受けております。

上記合意の内容および合意に至る経緯の詳細につきましては、「『調査委員会』による調査結果の報告等に関するお知らせ」(2019 年 12 月 18 日)を公表しておりましたが、後記（5）の通り、裁判所の判決において価格カルテルが会社ぐるみで行われたものとの認定を受けたことに照らし、調査委員会による当該報告は不十分なものであったと認識しております。

(2) 訴訟を提起した者（原告、被控訴人）

インタートラスト トラストィーズ（ケイマン）リミテッド ソールリー イン
イツ キャパシティー アズ トラストィー オブ ジャパン アップ

(3) 訴訟対象者（被告、控訴人）

当社元代表取締役	佐藤俊昭
当社元取締役	平本公男
当社元取締役	齋藤一彦
当社元取締役	佐々木正博

（４）訴えの概要

原告は、2015 年 1 月 27 日以前におけるアスファルト合材の販売価格決定に係る独占禁止法違反行為に関し当社に生じた損害（2019 年 7 月 30 日に公正取引委員会から課徴金納付命令を受けた額 28 億 9781 万円のうち、訴訟提起日現在、当社が東京地方裁判所に取消訴訟を提起していた額を控除した額）について、当時当社の代表取締役および取締役であった者（以下、「取締役等」という。）に善管注意義務違反があったとして、2012 年から 2015 年までの間に取締役等であった者のうち被告 4 名に対し、連帯して、最大 18 億 3417 万円およびこれに対する遅延損害金を当社に賠償するよう求めて、2021 年 1 月に株主代表訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。

（５）原審および控訴審の判決ならびに補助参加

2022 年 3 月 28 日、東京地方裁判所は、価格カルテルが会社ぐるみで行われたものと認定し、原告の請求を認容するとともに、訴訟費用を被告らの負担とする旨の判決を言い渡しました。

被告 4 名は当該判決を不服として、東京高等裁判所に控訴を提起し、また、当社は、原告の請求および原審の判決の内容は、いずれも誤った事実認定に基づくものであり正当な理由がないものと判断し、被告側に補助参加いたしました。2023 年 1 月 26 日、東京高等裁判所は、東京地方裁判所と同様の事実認定をした上で、本件控訴をいずれも棄却するとともに、控訴費用は控訴人らの負担とし、補助参加によって生じた費用は控訴人ら補助参加人の負担とする旨の判決を言い渡しました。

（６）和解

被告 4 名は、控訴審の判決を不服として、最高裁判所に上告受理申立てを行ないましたが、一方で、被告側の申入れにより、原告、被告および利害関係人である当社の間で和解に向けた協議が進められておりました。このたび、原告から被告の支払能力を考慮した和解案が提示されたことから、原告および被告の間で和解案が合意に至り、当社としても、当該和解案を受け入れるのが、当社の経営上、また、株主価値向上の観点においても最も合理的であるとの判断に至り、2023 年 6 月 22 日付で東京高等裁判所において和解が成立いたしました。

2. 和解の内容

- (1) 控訴人齋藤は、利害関係人に対し、本件合意による価格カルテルに関する善管注意義務違反に基づく損害賠償義務として、18 億 3417 万円およびこれに対する 2021 年 1 月 10 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員（ただし、17 億 3227 万円およびこれに対する同月 12 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員の限度で控訴人佐藤と、15 億 7942 万円およびこれに対する同月 13 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員の限度で控訴人平本および控訴人佐々木とそれぞれ連帯して）の支払義務があることを認める。
- (2) 控訴人佐藤は、利害関係人に対し、本件合意による価格カルテルに関する善管注意義務違反に基づく損害賠償義務として、17 億 3227 万円およびこれに対する 2021 年 1 月 12 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員（ただし、同額の限度で控訴人齋藤と、15 億 7942 万円およびこれに対する同月 13 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員の限度で控訴人平本および控訴人佐々木とそれぞれ連帯して）の支払義務があることを認める。
- (3) 控訴人平本は、利害関係人に対し、控訴人齋藤、控訴人佐藤および控訴人佐々木と連帯して、本件合意による価格カルテルに関する善管注意義務違反に基づく損害賠償義務として、15 億 7942 万円およびこれに対する 2021 年 1 月 13 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員の支払義務があることを認める。
- (4) 控訴人佐々木は、利害関係人に対し、控訴人齋藤、控訴人佐藤および控訴人平本と連帯して、本件合意による価格カルテルに関する善管注意義務違反に基づく損害賠償義務として、15 億 7942 万円およびこれに対する 2021 年 1 月 13 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員の支払義務があることを認める。
- (5) 控訴人らは、利害関係人に対し、連帯して、第 1 項ないし第 4 項の金員のうち 1 億 2000 万円を、2023 年 8 月末日限り、利害関係人の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし振込手数料は、控訴人らの負担とする。
- (6) 控訴人らが遅滞なく前項に基づく支払をしたときは、利害関係人は、第 1 項ないし第 4 項に定める控訴人らのその余の支払義務を免除する。
- (7) 控訴人らが第 5 項に基づく支払を怠ったときは、以下のとおりとする。
 - ①控訴人齋藤は、利害関係人に対し、第 1 項の金員から既払金を控除した残額を直ちに支払う。
 - ②控訴人佐藤は、利害関係人に対し、第 2 項の金員から既払金を控除した残額を直ちに支払う。
 - ③控訴人平本は、利害関係人に対し、第 3 項の金員から既払金を控除した残額を直ちに支払う。
 - ④控訴人佐々木は、利害関係人に対し、第 4 項の金員から既払金を控除した残額を直ちに支払う。
- (8) 利害関係人は、本件和解成立後、速やかに本書を利害関係人のウェブサイト上に公表する。

- (9) 利害関係人は、控訴人らが利害関係人の子会社、関係会社その他のグループ会社（以下「利害関係人グループ会社」という。）への再就職ないし出向がなされないことを約束し、控訴人らは、自らが利害関係人グループ会社への再就職ないし出向を行わないことを約束する。
- (10) 利害関係人は、被控訴人に対し、本訴訟の弁護士費用として、1840 万 4100 円の支払義務があることを認める。
- (11) 利害関係人は、被控訴人に対し、前項の金員を、2023 年 7 月末日限り、被控訴人の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし振込手数料は、利害関係人の負担とする。
- (12) 被控訴人は、開札期日の前日までに、控訴人佐藤に対する横浜地方裁判所川崎支部令和 4 年（ヌ）第 28 号強制競売事件を取り下げる。
- (13) 被控訴人は、開札期日の前日までに、控訴人平本に対する横浜地方裁判所令和 4 年（ヌ）第 121 号強制競売事件を取り下げる。
- (14) 被控訴人は、開札期日の前日までに、控訴人佐々木に対するさいたま地方裁判所川越支部令和 4 年（ヌ）第 46 号強制競売事件を取り下げる。
- (15) 控訴人ら、被控訴人および利害関係人は、控訴人らと利害関係人の間には、本件合意による価格カルテルに関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (16) 訴訟の総費用および和解費用は、各自の負担とする。

3. 独占禁止法の遵守

当社は、2015 年 1 月 27 日以前における独占禁止法違反行為により、2016 年 9 月 6 日から 2019 年 7 月 30 日までの間に複数回、公正取引委員会による処分を受けており、既に公表のとおり、過去に違反行為が存在した事実を認識して以降は、継続して、外部専門家の協力を得て策定した再発防止策に基づき、種々の施策を遂行しているところでございますが、このたび、価格カルテルが会社ぐるみで行われたとの裁判所の認定を受けたことを機に、このような事態に至りましたことをあらためて深く反省し、引き続き、法令順守の徹底に、全社を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

株主様はじめ関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしましたこと、誠に申し訳なく、あらためてお詫び申し上る次第でございます。

当社は、これからもより一層コンプライアンスの徹底を図り、「豊かな地域社会づくりに貢献する生活基盤創造企業」として、健全な存続と持続的な成長を目指してまいりますので、何卒ご関係の皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上